



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 区営土地改良事業計画変更の適当の決定（村づくり計画課） 1
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 2
- 公有水面埋立ての免許（漁港漁場課） 2
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 3
- 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（都市計画・モノレール課） 3

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（税務課） 3
- 特定調達契約に係る落札者の決定（総合情報政策課） 3
- 職業訓練指導員試験の実施（労働政策課） 4
- 特定調達契約に係る落札者の決定（文化振興課） 5
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（警察本部地域課） 5

公安委員会事項

- 沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 5
- 特定任意講習の実施に関する規則の一部を改正する規則 6

告 示

沖縄県告示第395号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、今帰仁村土地改良区から申請のあった今帰仁村土地改良区地区土地改良事業（農業用排水施設・農業用道路）計画の変更について、令和2年8月27日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和2年9月14日から同年10月13日まで
- 3 縦覧に供する場所 今帰仁村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第396号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、種子川地区県営土地改良事業（区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧に供する期間 令和2年9月14日から同年10月13日まで
- 3 縦覧に供する場所 多良間村役場
- 4 その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。
また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第397号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和2年9月11日から同月25日まで本部漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和2年9月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 本部町字辺名地150番地町営住宅辺名地団地A棟103号 具志堅政人、本部町字大浜863番地1A-204 岡崎功
- 2 加入区 本部加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 本部漁業協同組合

沖縄県告示第398号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和2年9月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 令和2年8月31日 沖縄県指令農第1170号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 免許を受けた者 うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市
 - (2) 代表者 うるま市字天願1704番地 うるま市長 島袋俊夫
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置 うるま市勝連比嘉崎原1901番の地先公有水面
 - イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ平成31年の春分の満潮位（D.L.+2.21メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点（斤7）兼久の地点から356度08分18秒451.861メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から355度47分58秒5.679メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から85度48分25秒63.022メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から162度49分41秒57.743メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から72度50分01秒10.900メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から342度49分42秒58.042メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から265度30分42秒77.744メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から174度30分34秒8.110メートルの地点
 - ウ 面積 837.02平方メートル
 - (2) 埋立てに関する工事の施行区域
 - ア 位置 うるま市勝連比嘉崎原1901番の土地に接する国有海浜地内及び同地先公有水面
 - イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結んだ線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点（斤7）兼久の地点から350度53分59秒422.583メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から84度33分57秒79.034メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から162度49分41秒58.977メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から72度47分58秒75.211メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から342度48分54秒122.977メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から265度48分23秒140.091メートルの地点

ウ 面積 15,597.36平方メートル

- 4 埋立地の用途 漁港施設用地及び公共施設用地

沖縄県告示第399号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 恩納村字山田地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年8月26日から令和3年2月26日まで
- 3 作業種類 公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）

沖縄県告示第400号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、うるま市江洲土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

令和2年9月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理事でなくなった者の氏名及び住所

氏名	住所
宜保永堅	うるま市字江洲231番地

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和2年9月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県税務事務トータルシステム運用業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和2年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 契約金額 55,440,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和2年9月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 庁外アクセス用端末及び通信サービス使用契約（令和2年度在宅勤務用端末調達分） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企画部総合情報政策課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和2年8月31日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄セルラー電話株式会社 那覇市松山1丁目2番1号
- 5 落札金額 26,913,240円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和2年7月21日

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和2年9月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 実施職種 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11の免許職種の欄に掲げる全ての免許職種
- 2 試験科目 学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）
- 3 受験資格
 - (1) 試験を受けることができる者は、次に掲げる者とする。
 - ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者
 - イ 省令第45条の2第2項各号又は同条第3項各号のいずれかに該当する者のうち、省令第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除となる者
 - (2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられた者
 - イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 4 試験期日 令和2年11月15日（日曜日）
- 5 試験場所 浦添市字大平531番地 沖縄県立浦添職業能力開発校
- 6 受験申請の手続
 - (1) 受験申請書類
 - ア 職業訓練指導員試験受験申請書及び履歴書
 - イ 受験資格を証する書類（技能検定合格証書の写し等）
 - (2) 申請書類の提出先 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県商工労働部労働政策課
 - (3) 申請書類の受付期間 令和2年9月15日（火曜日）から同年10月14日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、令和2年10月14日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
 - (4) 受験手数料 3,100円を沖縄県証紙により納付すること（受験申請書に貼付すること。）。ただし、学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては、手数料は不要とする。なお、既に納められた手数料は、還付しない。
 - (5) 受験票の交付 受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。
- 7 合否判定の基準 満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。
- 8 合格者の発表 令和2年11月25日（水曜日）に、合格者の受験番号を沖縄県本庁舎掲示板及び沖縄県ホームページにおいて掲示するとともに、合格者に対し、郵便により通知する。
- 9 試験結果の開示 試験の結果については、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる。ただし、電話、はがき等によって開示請求をすることはできない。

開示請求をする場合は、受験票及び受験者本人であることを証明できるもの（運転免許証等）を持参のうえ、受験者本人が開示請求をするものとする。

開示する内容	開示請求期間	開示請求場所
試験の得点	令和2年11月25日（水曜日）から同年12月25日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで	沖縄県商工労働部労働政策課

10 その他

- (1) 受験申請書は、沖縄県商工労働部労働政策課、沖縄県立職業能力開発校等において交付する。
- (2) 詳細については、沖縄県商工労働部労働政策課（電話098-866-2366）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和2年9月11日

沖縄県立芸術大学長 波 彗 野 泉

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立芸術大学学生支援システム構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立芸術大学 那覇市首里当蔵町1丁目4番地
- 3 落札者を決定した日 令和2年8月20日
- 4 落札者の名称及び所在地 創和ビジネス・マシンズ・日本システム技術共同企業体 代表者 株式会社 創和ビジネス・マシンズ 那覇市泉崎2丁目23番2号
- 5 落札金額 43,692,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 総合評価方式による一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和2年7月7日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和2年9月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察用航空機機体部品 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和2年7月9日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 三井物産エアロスペース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
- 5 契約金額 66,360,250円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第13号

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月11日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第39条第2項中「警視正又は警視」を「警視以上」に改める。

附 則

この規則は、令和2年9月11日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第14号

特定任意講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月11日

沖縄県公安委員会

特定任意講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

特定任意講習の実施に関する規則（平成14年沖縄県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に、「第2条第1項第2号」を「第2条第1項第3号」に改める。

第2条中「自動車」を「、自動車」に改め、「原動機付自転車」の次に「（以下「自動車等」という。）」を加える。

第3条中「集会所等」を「集会所等の」に改める。

第4条第2号中「。以下「更新時講習規則」という。」を削る。

第5条第1項中「「特定任意講習の講習科目及び時間割等に関する細目基準」を「に定める講習科目及び時間割等に関する細目基準」に、「講習の対象者の特性及び県内の交通実態を踏まえ、」を「県内の交通実態に則して重点を絞るなどの」に改め、同条第2項を削る。

第12条を第15条とし、第11条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（留意事項）

第14条 講習指導員は、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）のうち、最近の交通事故情勢や制度改正等を踏まえ、特に取り上げて教えることが必要な事項を適切に選定し、受講者に説明するものとする。

第10条を第12条とする。

第9条を削る。

第8条に次の1項を加える。

2 所轄警察署長又は受託者は、特定任意講習を実施するときに第6条に規定する講習用教材を積極的に活用し、講習効果の上がるよう努めるとともに、参加型手法（筆記等による診断と指導を行う方法をいう。）を取り入れたきめ細かな内容の講習となるよう留意するものとする。

第8条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（講習の委託）

第11条 公安委員会は、特定任意講習を委託する場合は、適正な委託契約によって講習の委託を行い、十分な講習水準が維持され、講習が適正に行われるよう常時指導に当たるものとする。

第7条を第9条とする。

第6条第1号を次のように改める。

(1) 1学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成するものとし、講習施設の収容可能な人数を超えないようにしなければならない。

第6条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（受講期間及び更新時講習の受講免除の対象者）

第8条 特定任意講習は、随時受講することができる。ただし、更新時講習（法第108条の2第1項第11号の講習をいう。）の受講免除の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものに限るものとする。

(1) 更新期間（法第101条第1項の更新期間をいう。）が満了する日における年齢が70歳未満の者で、更新申請書（同項の更新申請書をいう。）を提出する日前6月以内に特定任意講習を受講しているもの

(2) 免許申請書（法第89条第1項の免許申請書をいう。）を提出する日における年齢が70歳未満の者で、同日前1年以内に特定任意講習を受講している特定失効者（法第97条の2第1項第3号の特定失効者をいう。）又は特定取消処分者（同項第5号の特定取消処分者をいう。）

第5条の次に次の1条を加える。

（講習用教材）

第6条 特定任意講習で使用する教材は、講習規則第1条第2号に規定する教本、視聴覚教材等必要な教材として、最近の道路交通法令を明示した自動車等の安全な運転に必要な実践的な知識等を内容とする特定任意講習にふさわしい教本、県内の交通実態等を内容とする資料及び危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材の

ほか、同条第4号に規定する自動車等の運転について、必要な適性に関する調査で筆記による検査によるものに基づく指導に用いる検査用紙を必要数整備するものとする。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

特定任意講習の講習科目及び時間割等に関する細目基準

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 県内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト及びヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト及びヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上又は行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分以上
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ 受講対象に応じ、DVD等の視聴覚教材を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測、回避方法等について理解させる。 ○ 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ、討論させる。	40分以上
4 運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シ	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、診	60分以上

	の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	ミュレーター、自動車、視聴覚教材等	断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故、違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	
講 習 時 間 合 計				120分以上

注 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

様式第1号中「第7条」を「第9条」に、「却」を「脚」に改め、「(16ミリ映写)」を削る。

様式第2号中「第7条」を「第9条」に改める。

様式第3号中「第7条」を「第9条」に、「免 許 番 号」を「免 許 証 番 号」に改める。

様式第4号中「第11条」を「第13条」に改める。

附 則

この規則は、令和2年9月11日から施行する。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
--	--